

相続時精算課税制度に基礎控除が創設されました

(令和6年から)

そもそも相続時精算課税制度って？

贈与時に2500万円まで贈与税がかからず、2500万円を超えた際に贈与税が発生する制度です。

ただし、相続が発生した際には贈与財産を持ち戻し相続財産として課税します。
(※2500万円を超えた際に納めた贈与税額は相続税額から控除)

メリット

- ・特別控除の2500万円を超える部分の税率が定率20%であること
- ・相続発生時、相続時精算課税制度の適用財産は贈与時の価格で評価される為、将来的に値上がる財産を贈与することで将来の相続税負担を減らすことができる

さらに令和6年から相続時精算課税制度を選択した場合

毎年110万円を基礎控除として贈与額から控除することができます。

また控除した金額は将来の相続財産に加算されません。

【10年間父から子に毎年500万円を相続時精算課税で贈与した場合】



※令和6年5月現在の法令による

吉川和章税理士事務所

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



054-255-1872

お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！